

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
1月26日  
(金曜日)

## 目次

### ○告示

- 指定代理納付者の指定(山口ゆめ花博推進室)……………
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出(厚政課)……………
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の休止の届出(厚政課)……………
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定(障害者支援課)……………
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定(障害者支援課)……………
- 県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等(森林整備課)……………
- 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………
- 公告
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………



### 山口県告示第二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成三十年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地  
株式会社やまぎんカード 下関市細江町二丁目二番一号
- 三井住友カード株式会社 大阪市中央区今橋四丁目五番一五号

二 指定代理納付者に納付させる歳入

山口ゆめ花博応援ふるさと納税(インターネットを利用して納付されるものに限る。)

三 指定の期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年三月三十一日までの間

### 山口県告示第二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	機 関	廃 止 年 月 日
ましもと内科呼吸器科		山口市湯田温泉三丁目一番二四号		平成二九、一一、三〇
渡内科医院		周南市大字富田三〇四七の二		一一、二〇

### 山口県告示第二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

平成三十年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	機 関	休 止 年 月 日
川端町薬局		周南市川端町二丁目一九		平成二九、一〇、三一

### 山口県告示第二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

医師名	診療科	所在地	指定年月日
ましもと内科呼吸器科		山口市湯田温泉三丁目一番二四号	平成二九、一二、一
周南ニュークリニク		周南市大字徳山五五二九	平成三〇、一、〇

指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
有限会社小川 山口市大内問田二丁目六番一四号	訪問看護花の森 山口市下小鯖二六九八の一	平成二九、一〇、一
株式会社メデイ 神戸市須磨区弥栄台三丁目一五の一	訪問ステーションととととと岩国 岩国市麻里布町三丁目一六番二二号	一、一、〇

**山口県告示第二十四号**

次の者を身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として指定した。

平成三十年一月二十六日

医師氏名	名称	機	所在地	診療科目	指定年月日
田中 康恵	宇部興産中央病院	五〇	宇部市大字西岐波七	脳神経外科	平成三〇、一、一二
田中 信宏	山口大学医学部附属病院	一	南小串一丁目	神経内科	〃
大石真莉子	〃	〃	〃	〃	〃
高橋 志織	〃	〃	〃	〃	〃
吉野 弘子	山口県厚生農業協同組合連合会小郡第一総合病院	二	山口市小郡下郷八六	脳神経外科	〃
上田 享	山口県立総合医療センター	〃	防府市大字大崎七七	循環器内科	〃
小田 隆将	〃	〃	〃	〃	〃

**山口県告示第二十五号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七條の十一第二項の規定により、平成三十年度及び平成三十一年度において県が発注する森林整備工事（次の一に掲げるものをいう。以下同じ。）の契約に係る指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）並びに当該競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

平成三十年一月二十六日

氏名	所在地	診療科目
宮内 律子	〃	形成外科
濱崎 一郎	岩国市愛宕町二丁目	眼科
長尾 一公	柳井市古開作一〇〇	泌尿器科
松永 貴志	美祢市大嶺町東分一	救急科
竹中 一行	美祢市立美東病	内科
森岡 秀之	〃	外科
明石 浩介	周南市孝田町一番一	整形外科
今田 聰雄	大島郡周防大島町大字小松一四一五の一	腎臓内科

一 森林整備工事  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業のうち地ごしらえ、植栽、除伐、間伐及び保育に関する工事並びにこれらに類する工事

二 競争入札参加資格  
(一) 競争入札に参加することのできる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者で、県が発注する森林整備工事の請負対象設計額に応じ、三等級に区分して格付さ

れる資格を有するものとする。

1 次のいずれかに該当する者であること。

(1) 政令第六十七條の十一第一項の規定において準用する政令第六十七條の四の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による山口県知事の認定を受けた者

(2) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格（土木一式工事又は造園工事に係るものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。）を有する者。ただし、平成三十一年度の建設工事等競争入札参加資格が認定された場合には、当該建設工事等競争入札参加資格によるものとする。

2 次のいずれかに該当する者（以下「技術職員」という。）を常時雇用している者であること。

(1) 森林法第八十七條第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）による改正前の森林法第八十七條第五項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。）

(2) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（森林部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

(3) 農林水産大臣から林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）又は統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の登録を受けた者

(4) 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者

(5) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、大学又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）において林業に関する学科を修めて卒業した者であつて、当該高等学校等を卒業した後、森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ五年以上（同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、一年に六十日以上かつ三年以上以上）の実務経験を有する者

(6) 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ十年以上の実務経験を有する者

3 常時五人以上の森林の施業に係る作業の経験を有する職員（技術職員を含む。以下「作業職員」という。）を雇用しており、かつ、当該作業職員のうち三人以上の作業職員が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三

項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第八号及び第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者であること。

4 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(二) 競争入札参加資格の格付は、作業職員の数を審査して行うものとする。

(三) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成三十二年三月三十一日までの間とする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、平成三十年二月二日以降随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 法人にあつては登記事項証明書（外国法人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）、個人にあつては誓約書（別記第二号様式）

2 法第五条第一項の認定を受けた者にあつては建設工事等競争入札参加資格認定通知書等の写し

3 二の（一）の2及び3に掲げる要件に該当する者であることを証する書類

4 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）

5 営業所の所在状況を記載した書類

6 署名を慣習とする外国法人又は外国人以外の人にあつては、印鑑証明書

7 暴力団排除に関する誓約書（別記第三号様式）

8 1から7までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

四 申請書等の作成に用いる言語等

1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。

2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十八年財務省告示第三百六十七号）に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

五 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第四号様式)に三の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならぬ。

- (一) 住所
- (二) 商号又は名称
- (三) 代表者の氏名
- (四) 建設工事等競争入札参加資格
- (五) 営業所の名称及び所在地
- (六) 使用印鑑
- (七) 代理人

別記

第一号様式

※受付番号	※登録番号	※受付
-------	-------	-----

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
 住所  
 申請者 商号又は名称  
 代表者氏名  
 (電 話 局 番)  
 (フアクシミリ 局 番)

年度及び 年度において山口県が発注する森林整備工事に係る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

作 業 職 員 の 数	(A)	
	資 格 等 の 名 称	人 数
(A) の う ち 技 術 職 員 の 数		人
(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数		人

注 1 ※印欄は、記入しないこと。  
 2 署名を慣習とする外国法人又は外国人にあっては、「申請者」欄への押印は要しないこと。  
 3 「(A)のうち技術職員の数」欄は、同一人が二以上の資格等を有する場合には、そのうちの主たる資格等により記入すること。  
 4 「(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数」欄は、労働安全衛生法第57条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者の数を記入すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所  
氏名

㊦

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所又は名称  
商号又は名称  
代表者氏名

㊦

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準第16号から第22号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準抜粋  
(暴力団排除)

16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。

17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。

18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。

19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。

22 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第16号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所（常時、森林整備工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者」と、第16号中「有資格業者」とあるのは「申請者」と、第17号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第18号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第21号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

山口県知事 様

年 月 日

届出者 郵便番号

住所 商号又は名称  
代表者氏名

(電話) 局 番  
(フアクシミリ) 局 番

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争  
入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。  
記

変更事項	変更年月日	変更の内容		
		変更前	変更後	備考

注 署名を慣習とする外国人又は外国人にあっては、「届出者」欄への押印は要しないこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

山口県告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成三十年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

光市大字三井字山ノ神一五の一、字本堂二四、二五、七四から七七まで、七八の一、七九、二五六の一、字西別所四一四（次の図に示す部分に限る。）、字足谷七五八の一から七五八の三まで、七五八の五、七五八の八から七五八の一まで、七七四、七七五、大字浅江字深山六〇八の一、六〇八の二、二七六九、大字小周防字小野七二五、七二六、七二八から七二〇まで、七二六、七二七、七三五の三、字上小野一五二二、一九六二、字下三日市一五二三の一、一五二三の二、一九六七の一、大字室積村字行満一七〇、一一七二、字長通二四一、一九四四から一九四六まで、一九四七の一、一九四七の二、一九四八から一九五〇まで、二四五五の一、字大地草二四二の一、二四四三、二四五三の一、二四五四、二四五五の二、字樫目木一九二二の一、一九二二の二、字北ヶ迫一九二五、字大迫一九三四から一九三六まで、一九三七の一、一九三七の二、字福ヶ浴一九三八、字大峰二四三七  
周南市大字夏切字南河内七九〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 木の伐採については、主伐は、択伐による。

光市大字小周防字小野七二六・七二九・七二〇・七三五の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

周南市大字夏切字南河内七九〇（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。) )



(一三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成三十年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市南花岡一丁目及び清瀬町一丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
光市大字小周防一五二三番地の一  
株式会社川畑建設

平成三十年一月二十六日印刷

発行人所

山口県知事庁